令和６年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税又は所得税の申告において損金又は経費に算入することができるものをいいます。

償却資産をお持ちの方は、地方税法第３８３条の規定により毎年１月１日現在の所有の状況を申告することが義務付けられています。

つきましては、この手引をご参照いただき、法人税又は所得税の申告資料等に記載の対象資産に抜け落ちがないように、十分にご確認の上で申告いただきますようにお願いします。

提出期限：令和６年１月３１日（水）

次の資産をお持ちの方は、全員申告義務があります。

○法人税又は所得税の申告における減価償却資産

※家屋や自動車税・軽自動車税の対象である車両、特許権等の無形資産等は含みません。

ただし、家屋の価格に含めて減価償却をされている場合でも、固定資産税の評価において家屋に含まれないものは、償却資産として申告の必要があります。

※耐用年数を経過し、現在は減価償却をしていない資産も対象になります。

※赤字決算等により、実際には減価償却をしていない場合でも対象になります。

○将来所有権を取得し、又は名目的な対価で再リースを受ける予定のリース資産

○中小企業者等の少額資産特例により損金処理をした資産（簿外資産）

○事業の用に供することが可能で、減価償却資産として経理することのできる棚卸資産

【注意】

リース資産の申告がない場合が多く見受けられます。将来返却を予定している等の場合を除き、所有権移転型リース資産については借主側で償却資産の申告が必要です。

◎償却資産の申告は、簡単・便利な電子申告（ｅＬＴＡＸ）をご利用ください！

◎申告書を郵送で提出される方で、控えの返送を希望される場合は、切手を貼った返送用封筒を同封してください。同封がない場合、控えの返送はしませんので、ご了承ください。

Ⅰ．償却資産の概要

⑴　法人税・所得税との主な相違点

基本的には、法人税・所得税の申告における減価償却資産と一致します。償却資産の申告に当たっての主な相違点は、次のとおりです。

項目	固定資産税	法人税・所得税
圧縮記帳制度の適用	なし	あり
租税特別措置法の適用 （特別償却・割増償却制度等）	なし	あり
残存価額の最低限度額	取得価額の５％	１円
簿外資産 償却済資産	申告の対象	減価償却の対象外
所有権移転外リース取引	貸主が納税義務者	借主が減価償却

※固定資産税においては、圧縮記帳制度や租税特別措置法の適用はありません。その資産の取得に要した価額の全額を申告してください。

⑵　区分（法人税・所得税）

対象外	対象		
取得価額１０万円未満で、一時に損金又は経費に算入しているもの	減価償却資産 （法人税・所得税の申告において減価償却をすべき資産） リース資産 （取得価額２０万円以上のもの） ※リース期間終了後に返却するものを除く 建設仮勘定 事業の用に供している場合	簿外資産 （中小企業者等の少額資産特例により損金処理をしたもの等） 棚卸資産 （減価償却が可能なもの）	償却済資産 （耐用年数が経過したもの） ※１円の備忘価格として処理されているもの
取得価額２０万円未満で、３年償却をしているもの（一括償却資産）			
取得価額２０万円未満のリース資産			

※所有権移転外ファイナンスリースについては、貸主（リース会社等）の申告が必要です。

⑶　法人税・所得税の申告書との関係

法人税・所得税の申告において次の帳票に記入された資産のうち、家屋や自動車税・軽自動車税の対象である車両、特許権等の無形資産等を除くものは償却資産の申告対象になります。なお、これらの帳票に個別に記入するのではなく、別に固定資産台帳等を作成し、種類ごとの合計金額を記入されている場合は、その固定資産台帳の記載に基づいて申告してください。

（法人税の場合）

別表十六（一）、別表十六（二）、別表十六（七）及び特別償却の付表に記載したもの

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）	別表十六(一)

改定	種　　類	1					

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）	別表十六(二)

改定	種　　類	1					

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名		別表十六(七)

資	種　　類	1						合計

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）	特別償却の付表

（特別償却又は割増償却の名称） 該　当　条　項	1	（　　） （　　）措置法・震災特例法 （　）条(の　　)第(　)項(　)号(　)	（　　） （　　）措置法・震災特例法 （　）条(の　　)第(　)項(　)号(　)

※別表十六（四）に記入の資産は、貸主（リース会社等）が納税義務者になります。

（所得税の場合）

青色申告決算書又は収支内訳書のうち、「減価償却費の計算」に記入したもの

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等（繰延資産を含む）	面積又は数量	取得年月	㋑ 取得価額（償却保証額）	㋺ 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	㋩ 償却率又は改定償却率	㋥ 本年中の償却期間	㋭ 本年普通償却費（㋺
		年　月 ・	円 （　　）	円		年		月 12	

２．申告対象資産の特定

法人税・所得税の申告内容を基に、申告対象の償却資産を特定してください。

【法人の場合】

別表十六（一）、別表十六（二）、別表十六（七）及び特別償却の付表に記載した資産

【個人の場合】

各所得の青色申告決算書又は収支内訳書のうち、減価償却費の計算に記載した資産

＋ 家屋に含めて減価償却されている資産のうち、固定資産の評価においては家屋に含まれないもの（下記参照）

＋ 簿外資産、棚卸資産及び償却済資産

－ 自動車税・軽自動車税の対象の自動車及び無形資産

＝ **償却資産**

※家屋に含めて減価償却されている資産のうち、固定資産の評価においては家屋に含まれないものについては、契約書等からその資産の金額を抜き出して申告してください。

【土地と償却資産の区分】

法人税・所得税の場合と同様です。土地の造成又は改良のために要した費用の額は、構築物に該当する場合を除き、償却資産の対象にはなりません。他方、路面の舗装や緑化施設、庭園等は土地の取得価額に含まれず、償却資産の対象となります。

【家屋と償却資産の区分（原則）】

固定資産税において家屋の評価に含まれるものは、「家屋と一体化してその効用を高めるもの」であり、総務省により定められている「固定資産評価基準（家屋）」の評点項目に含まれるものだけが対象です。したがって、屋外に存在するもの（駐車場、外構、給排水設備及び受変電設備等）や、家屋と一体化していないもの（防犯カメラ及びルームエアコン等）、家屋の評点項目に含まれていないもの（中央監視装置及びインターネット設備等）は、固定資産税において家屋の価額には含まれず、償却資産として申告しなければなりません。また、汎用的に使用するものではなく、特定の生産又は業務に使用する設備等についても、家屋の価額には含まれませんので、償却資産として申告が必要です。

【家屋と償却資産の区分（所有者との関係）】

家屋の評点項目に含まれるものであっても、家屋の所有者が取得したものか、又は家屋の所有者とは異なる者が取得したものかによって、扱いが異なります。

① 家屋の所有者が取得した場合

左記の区分は、家屋建築の前後を通じて一定です。したがって、家屋の所有者が行った家屋の評点項目に含まれる部分の改修（屋根・外壁の補修や内装・造作の改修、照明器具の交換等）は、償却資産の対象になりません。

壁・天井等の建物内部に設置されていないもの	＋	家屋の評点項目に含まれていないもの	＝	**償却資産**

② 家屋の所有者とは異なる者が取得した場合

家屋の評点項目に含まれるものであっても、テナント等、家屋の所有者とは異なる者が事業の用に供するために取得した場合は、償却資産の対象になります。したがって、テナント等の家屋の使用者が内装・造作の改修や照明器具の交換等を行った場合は、償却資産として申告の必要があります。

内装や造作、附属設備等、家屋の評点項目に含まれる資産を家屋所有者とは異なる者が取得した場合	＝	**償却資産**

3．申告書の記入方法（記載例は、６頁の橿原市ホームページをご参照ください。）

⑴ 資産の種類、取得年月及び耐用年数等

法人税・所得税における申告内容と同様です。それらの申告書に記載すべき内容を転記してください。

⑵ 取得価格

固定資産税においては、圧縮記帳や特別償却、割増償却等は認められません。資産の取得に要した金額の全額を記入してください。

４．申告方法

⑴　地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）の利用

複数の地方公共団体への申告をまとめてすることができます。ぜひご利用ください。

⑵　橿原市の受付フォーム（https://logoform.jp/form/3a4j/385708）にデータを提出

ｅＬＴＡＸの利用によらずにインターネット経由で申告する場合は、ご利用ください。

⑶　書面による提出

償却資産申告書及び種類別明細書（増加資産・全資産用）並びに減少資産がある場合は種類別明細書（減少資産用）を郵送により提出してください。

※申告すべき内容がご不明な場合は、法人税・所得税の申告書及び固定資産台帳等の資料を提出してください。当市において内容を確認の上、申告書の作成をお手伝いいたします。

５．留意事項

⑴　申告内容については、地方税法第３５４条の２の規定により法人税・所得税の申告書の内容と照合するほか、同第３５３条の規定による調査を行う場合があります。その調査において申告内容の誤りが発見された場合、延滞金を加算して追徴されることに加えて、同第３８５条の規定により１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処されることがありますので、申告に当たっては、法人税・所得税の申告内容及び固定資産台帳等を十分にご確認ください。

⑵　貸付（主要な事業として行われる貸付を除く。）の用に供したものは少額減価償却資産又は一括償却資産の対象から除外されています。法人税・所得税において減価償却をされている資産は、原則的に償却資産として申告の対象になります。

申告書の書き方、郵送の場合の 返送方法、その他の詳細はこちら （橿原市ホームページ） https://www.gaas-port.jp/29_kashihara/procedure/93	（問合せ先） 〒６３４－８５０９ 橿原市内膳町一丁目１番６０号 橿原市財務部資産税課　家屋係 電話：０７４４－４７－２６３５

【償却資産の種類】

種類		例
1	構築物	駐車場の舗装、フェンス、門、排水溝等の外構工事、屋上の看板等
	建物附属設備（※）	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、各種産業用機械及び装置、 大型特殊自動車（0、00～09及び000～099ナンバーのもの）等
3	船舶	貨物船、タンカー、漁船、釣舟、曳船、ボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（9、90～99及び900～999ナンバーのもの）、台車等 ※自動車税（種別割）の対象となる自動車、軽自動車（種別割）の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除きます。
6	工具、器具及び備品	ルームエアコン、パソコン、机、椅子、テレビ、応接セット、金庫、 冷蔵庫、自動販売機、陳列ケース、医療機器等の器具及び備品、金型、 ドリル等の工具等

※家屋の所有者が設置した設備で、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものは、家屋の評価に含まれています。したがって、償却資産に該当するのは、「構造的に家屋と一体ではない」、「独立した機械又は装置としての性質が強いもの」、「工場等において特定の生産又は業務の用に供されるもの」、「顧客の求めに応じるサービス設備」です。詳細は、【家屋と償却資産の区分】をご参照ください。

【業種別の主な償却資産】

業種	例
事務系	事務机、事務椅子、応接セット、キャビネット、ロッカー、コピー機、 ファクシミリ、金庫、パソコン、テレビ、ルームエアコン等
不動産貸付業	受変電設備、金属製・コンクリート製の塀、路面の舗装、 給排水設備、外構、駐車料金精算機等
喫茶・飲食業	看板、ネオンサイン、テーブル、椅子、レジスター、カウンター、 カラオケ機器、冷蔵庫、厨房用品、テレビ、ルームエアコン等
理容・美容業	理・美容椅子、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、 レジスター、湯沸器、サインポール、ルームエアコン等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備、レジスター、 ルームエアコン、看板等
小売業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、 ルームエアコン、看板等
食肉・鮮魚 販売業	冷凍機、冷蔵庫、陳列ケース、肉切断機、挽肉機、電子秤、 レジスター、ルームエアコン等
自動車修理業	リフト、ジャッキ、旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、路面の舗装等
金属加工業	受変電設備、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、 測定工具、検査工具等
医療業	レントゲン機器、調剤機器、消毒殺菌用機器、ファイバースコープ、 手術機器、歯科診療ユニット等
農業	農業用井戸、果物棚、ビニールハウス、ポンプ等
住宅宿泊事業（民泊）	看板、テレビ、冷蔵庫、寝具、ルームエアコン、洗濯機等

【家屋と償却資産の区分】

・家屋本体に組み込まれていない（壁・天井の外に後付けされている）資産は、償却資産です。

・家屋本体に組み込まれている（配管等）資産は、家屋所有者が設置されている場合は家屋に該当しますが、テナント等、家屋所有者以外の者が設置している場合は償却資産です（納税義務者は、テナント等の設置者になります。）。

・家屋内に設置されている動力配線や給排水設備、ガス設備、空調設備のうち、汎用に使用するものは家屋に該当しますが、特定の生産又は業務用に設置されている場合は償却資産です。

種類	分類	内容	家屋の所有者と設備等の所有者			
			同じ		異なる	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			●
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		●		●
	中央監視設備	設備一式		●		●
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		●		●
		屋内設備一式	○			●
	電力引込設備	引込工事		●		●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電話設備	電話機、交換機等の機器		●		●
		配管・配線、端子盤等	○			●
	ＬＡＮ設備	設備一式		●		●
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●		●
		配管、配線等	○			●
	インターホン設備	集合玄関機等	○			●
		上記以外の設備	○			●
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像機（テレビ）、カメラ		●		●
		配管・配線等	○			●
	避雷設備	設備一式	○			●
	火災報知設備	設備一式	○			●
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			●
	給湯設備	局所的給湯設備（電気温水器、湯沸器用）		●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房等用） 中央式給湯設備	○			●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管等	○			●
	衛生設備	設備一式（洗面器、便器等）	○			●
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		●		●
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			●
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛式）、特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
その他設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		●		●
		エレベーター、エスカレーター、 小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、 ＰＯＳシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、 袖看板、簡易間仕切（衝立）、ごみ処理設備、 メールボックス（郵便受）、カーテン、ブラインド、 駐輪設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）等		●		●
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		●		●